

## ■ 土地売買等の届出に係る区域について (都市計画区域及び市街化区域)

---

### ●市街化区域

秋田県内で、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区域区分（「線引き」とも言います。）しているのは次の市です。

- ・秋田市（旧秋田市）
- ・潟上市

これらの市内で、市街化区域に定められた区域内において、2,000㎡以上の土地売買等がなされた場合、届出が必要となります。

---

### ●都市計画区域

秋田県内で、都市計画区域が定められている市町村は次のとおりです。

地区	市町村名
県北	鹿角市、小坂町、大館市（旧大館市、比内町） 北秋田市（旧鷹巣町、森吉町、合川町）、能代市
県中央	秋田市、男鹿市（旧男鹿市）、潟上市、五城目町、八郎潟町 由利本荘市（旧本荘市、矢島町）、にかほ市
県南	大仙市（旧大曲市、神岡町、西仙北町）、仙北市（旧角館町、田沢湖町） 美郷町（旧六郷町）、横手市、湯沢市（旧湯沢市）

都市計画区域内において、5,000㎡以上の土地売買等がなされた場合、届出が必要となります。

---

## ●上記以外の区域

上記以外の区域であっても、10,000㎡以上の土地売買がなされた場合は、届出が必要です。

---